

令和 8 年栗山町議会定例会 8 月臨時会議 会議録

令和 8 年 8 月 1 0 日 午前 9 時 3 0 分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	齊	藤	義	崇	君
2 番	置	田	武	司	君
3 番	重	山	雅	世	君
4 番	大	櫛	則	俊	君
5 番	堀		文	彦	君
6 番	鈴	木	千	逸	君
7 番	佐	藤	則	男	君
8 番	斉	藤	隆	浩	君
9 番	端		師	孝	君
1 0 番	藤	本	光	行	君
1 1 番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中	野	真	里
事 務 局 主 査	武	田	憲	尚

4、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員は次のとおりである。

町	長	佐々木	学君
副町	長	橋場謙	吾君
総務課長兼選挙管理委員会書記長		酒井文	恵君
建設課	長	谷口良	之君
建設課技術	長	野原	修君
商工観光課	長	宮本孝	之君
商工観光課主幹兼商店街対策担当主幹		石森和	幸君
教	育	長	吉田政和君
学校教育課	長	桑島克典	君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

諸般の報告

① 会務報告

② 監査報告

議案第14号 財産の取得について

議案第15号 財産の処分について

開議 午前9時30分

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年栗山町議会定例会を再開し、8月臨時会議を開会いたします。

今開会議会の議会期間は本日1日といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番鈴木議員、7番、佐藤議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第2、議会運営委員会より、このたびの臨時会議の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりましたので、御覧いただきたいと存じます。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、議案第 14 号財産の取得についてほか 1 件であります。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、各課所長並びに教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、御覧頂きたいと存じます。

◎議案第 14 号

○議長（鶴川和彦君） 日程第 4、議案第 14 号財産の取得についてを議案に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 14 号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

財産を取得するため地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

取得財産の名称、種類及び数量につきましては、スクールバス 2 台であります。

取得の目的は、栗山小・中学校登下校用で老朽化に伴う 1 台の更新及び継立小学校・角田小学校の栗山小学校への統合に伴う 1 台の追加であります。

取得の方法は指名競争入札であります。

取得予定価格は、6,285 万 7,410 円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、91.11 パーセントであります。

取得の相手方は、岩見沢市大和 2 条 6 丁目 1 三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう岩見沢支店、支店長 橋本将彦であります。

入札につきましては、7 月 24 日に行い指名業者は、北海道日野自動車株式会社岩見沢支店、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう岩見沢支店の 2 社で

あります。

この財産取得の財源内訳につきましては、国庫補助金 7 8 0 万円、地方債 5, 5 0 0 万円、一般財源 5 万 7, 4 1 0 円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

斉藤隆浩議員。

○8 番（斉藤隆浩君） 3 点伺います。

まず 1 点目、起債当初予算で 6, 1 1 0 万円ということで、これ今、この起債を起こしたときに利率と、このバスの償還年数どうなっているのかっていうのを聞きたかったのが 1 点目。

2 点目、スクールバス購入事業債のこの起債の交付税措置、どれぐらいあるのかわからないのかっていうところ、伺いたかったのが 2 点目。

あと 3 点目、スクールバスということで、安全装置という中でおろし忘れ防止だとか取り残されたときの緊急ボタンであったりとか、そういう装備面どうなっているのかっていう確認がしたかったです。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

副町長。

〔副町長 橋場謙吾君登壇〕

○副町長（橋場謙吾君） 斉藤隆浩議員ご質問 1 点目と 2 点目の関係でございます。

起債については、過疎債を予定しているところでございます、ちょっと利率についてはちょっと今変動というかですねあるのですがちょっと今確認をさせていただきたいと思います。

それと、償還期間につきましては、一応過疎債以外のうちの場合通常の車両等々を購入する場合はですね、償還期間が減価償却の期間があるものですからそれを加味しまして大体 4 年、ないしは 5 年、どちらかの償還期間ということでございます。

あと交付税措置については、償還金の 7 割が補填されるというような状況でございます。

○議長（鵜川和彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桑島克典） 斉藤議員ご質問の 3 点目の降ろし忘れ防止等のご質問でございます。

バスメーカーのほうにはですね、そういったオプションはございませんが、去る 6 月にバスの運行計画委員会を開催しまして、学校関係者それから保護者にもご参

加いただいた中で、今斉藤議員おっしゃったような話題も出ましたので、今後も教育委員会の中でそういった措置のほうもですね、検討したいと考えているところでございます。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） 3点目再質疑させていただきます。ということはバス単体で買うというところで、せっかくですねスクールバスとして買うのであれば、最初から付けてまとめて、過疎債使えるのだったらすごい有利な起債なんで、スクールバスとして納品してもらえばよかったのになあと思うんですけど。

ということはですね、このバスにさらにまだ安全装置の予算、補正なり何かしら今後付いてくるということではよろしかったでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（桑島克典） 斉藤議員の再質問についてでございます。

装置がいいのか、この間の検討委員会の中で話が出たのはですね、例えばバスにそういったマークみたいなのを付けて子供たちが迷わないようにするとかあと、運転手が今日乗っている子供が何人いてってというような把握の仕方で、そういったことも防止できるかなというような話もありましたので、そこのまず仕組みから検討に入りまして、もし、どうしてもそういう措置が必要だというふうな結論に達しましたらまた補正でお願いする形になるかもしれませんのでその辺はよろしく願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） 全国どこでもですね、やっぱり子供を見逃すケアレスミスという人的なミスで、取り残されるのはよくあることなので、検討するまでもなく当初からつけておけばよかったのになと思って、これ以上やると一般質問みたくなるのでやめますけど、せっかく取得するんで、たくさんの子供たちのが乗って今までバス乗ってない子供たちも乗るようになるので、本当に念には念をとという気持ちは持って取り組んで頂きたいなと思っています。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

副町長。

○副町長（橋場謙吾君） すみません1点目の関係で、利息について今確認をさせていただきますして、現行の利率につきましては年1.8%というふうになっております。

○議長（鵜川和彦君） 堀議員。

○5番（堀文彦君） 1点だけ伺います。

それぞれの台数で2台あるのですが、何名乗りなのかっていう部分を伺いたくて

ですね、せっかくの購入ですから、できれば大きいサイズのものを買っておいたほうが、いろんなうちのスクールバスはですね、町内の町営バスとしての運行も兼ねてますので、そこで人数のほう、バスの規模感ですね、伺いたかったです。

お願いします。

○議長（鵜川和彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桑島克典） 堀議員の質問の定員についてですけれども、座席数が、通常の座席が４１席、それに補助席が８席、運転主が１名ということで５０人乗りを２台とも想定しているところです。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」という人あり〕

ないようですので質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第１４号財産の取得について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立。

よって議案第１４号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第１５号

○議長（鵜川和彦君） 日程第５、議案第１５号財産の処分についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐々木 学君） 議案第１５号 財産の処分について提案理由をご説明申し上げます。

今回、財産処分いたします土地につきましては、令和８年７月より分譲しております本町旭台地区の栗山第５工業団地１区画で、かねてより誘致を進めてまいりました企業へ売却することから、当該土地の財産処分を行うため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

土地につきましては、栗山町字旭第43番18外1筆、地目は宅地で、面積は合わせて6,554.71平方メートルであります。

売却の方法は随意契約によるもので、売却価格は1,966万4,130円であります。

売却の相手方は大阪府大阪市鶴見茨田大宮1丁目7-59、株式会社エーゼット代表取締役藤雅人であります。

以上提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番堀議員。

○5番（堀文彦君） まずですね、1点質問いたします。

まず新しい企業が誘致されるということでこれまでたくさん企業活動、誘致活動をされた中で結果が出たということをお大変いち町民としても、うれしく思います。

今後自治体の財政支えていくためにはやっぱり町内GDP上げるとですとかふるさと納税含めた税収を上げていくことが大事で、企業誘致もその一つだと思うんですね。

今回この企業が来たことによって、1年間での固定資産税等での見込み予定で構いませんが、町の収入がどれだけ上がるのかっていう数字、算出できておりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

商工観光課長。

○商工観光課長（宮本孝之君） 堀議員の企業の誘致による、町内の経済効果等によるご質問かと思えますけども、まず、税収につきましては、固定資産税につきましては、建物の規模がまだ確定しておりませんので、現在のところ、50坪から100坪程度の危険物の倉庫、一般倉庫、荷さばき事務所等建設予定となっておりますので、一般の倉庫よりも危険物倉庫につきましては、評価が高いと聞いておりますので、その後、固定資産税のほうの評価に入るものと思っております。

それと従業員につきましては、現在8名程度を雇用を予定しておりますので、その方々の、全て栗山町民になるかどうか今後ですけども、それぞれの個人住民税の収入等もですね、まだ今の段階では試算はしておりませんけども、1人当たり年収ベースで500万程度の給与収入の場合、経済効果としましては約2分の1の200万から250万ほど、町内への経済効果の波及があると、企業誘致の場合されておりますので、こちらのほうも企業と一緒に、雇用のほうも確保していき

いと思っております。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） 堀議員。

はい、ありがとうございます。固定資産税の部分は建物規模が決まってないのでまだ見込みも出せないということでしたので、ぜひですね建物規模等決まりましたらご報告を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございますか。

重山議員。

○3番（重山雅世君） この会社は、潤滑油などの物流センターをつくるというような話で聞いていましたけれども、角田の町民含めて、危険物っていう感じがありますから、説明会などでどういう意見が出されたのか、そういう点で、答弁求めたいと思います。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

商工観光課長。

○商工観光課長（宮本孝之君） 重山議員のご質問に答弁させていただきます。

この第5工業団地角田の第5町内っていうところが、隣接している工業地域、工業団地となります。

先週ですけれども、8月6日に角田町内会の各町内会長あてと、工業団地に隣接しております第5町内会の皆様へ御ご案内させていただきました、17名の方々、説明会のほうに来ていただきました。

その中で、せっかく町が分譲を開始した工業団地ですので、地域としても全面的に協力したいと言っている声がある一方で、やはりこの危険物倉庫ということで、特にこの隣接している地域の町内会のほうから、商品の安全性、危険物ということで、搬入搬出による流通センターということですので、早朝、夜間による配送搬出の住民、騒音妨害、そういうような、ご心配も多く受けております。

その旨につきましては、企業の方へも、随時報告はしておりますけれども、できるだけ今後契約に向けてですね、丁寧に住民の方々への地域説明と、企業との話を設けて、スムーズに工場の立地ができますように、町としても後方支援しっかりとさせていただきますので、やはりすぐ隣で住んでる方々が多くいらっしゃいますので、丁寧に説明のほうも続けていきたいと思っておりますのでご理解頂きたいと思えます。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」という人あり〕

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第15号財産の処分について、原案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立。

よって、議案第15号は原案どおり決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。

本定例会8月臨時会議に付議された案件の審議を全て終了いたしましたので、会議規則第7条の規定により、令和8年定例会を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

ご異議なしと認めます。

令和8年定例会は休会することに決定をいたしました。

これをもちまして散会いたします。

散会 午前9時50分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員